

平成 27 年第 11 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(平成 27 年 12 月 25 日)

召集年月日 平成27年12月25日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年12月25日 午後4時00分

閉会 平成27年12月25日 午後5時25分

出席委員(16名)

1番	山本 修	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	森口精治	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	16番	細川正博
18番	福尾達雄	19番	藤原義隆		
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

欠席委員(6名)

2番	山本 治	13番	山下大三郎	14番	石橋高志
15番	栗谷善一	17番	小間美也子	20番	小畑信幸

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会について

報告第19号 農地変換届

報告第20号	農地变换届
報告第21号	農地变换届
報告第22号	農地变换届
報告第23号	農地变换届
報告第24号	農地变换届
報告第25号	農地变换届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、2番山本委員、13番山下委員、14番石橋委員、15番栗谷委員、17番小間委員、20番小畑委員の6名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、2議案と報告7件を予定しておりますが、議案第35号農地利用集積計画審議につきましては、農地中間管理機構の案件もございますので、詳細説明のため、役場農林水産振興課の猿橋主査を同席させていただきます。

開会にあたりまして、会長から、ご挨拶をいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成27年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の2議案と報告事項7件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

ただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち16名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、22番 大下委員さんと1番 山本委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程 2 議案第 3 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議についてを議題とします。  
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第 3 4 号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が、〇〇に所有している農地を駐車場とするための転用申請でございます。  
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長  
(議案朗読)  
この申請の許可基準は、申請地よりおおむね 3 0 0 m 以内に〇〇〇があり、第 3 種農地と判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地は 2 2 日の午前中に小間委員と事務局にて確認してまいりました。小間委員が欠席されておりますので、私が報告いたします。

申請者は〇〇に住んでおりますが、〇〇にも住居がありまして、用があるたびに戻っているとのことです。

申請地は草が伸びているところもございりますが、大部分は草刈りがされておりました。

転用理由が、親族の集まりの際に必要、とのことですが、申請地が住居から離れておりますので、他に理由がないか事務局に確認させましたが、その通りとのことでした。

現地は宅地と道路に挟まれておりますし農地として耕作するのは難しいと思われまますので、転用は問題ないと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 本人は〇〇にいるとのことですね。  
誰かに貸すのでは。

書記 事務局も同じ疑問を持ちましたので、申請者に確認いたしましたが、申請書のとおりでございました。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものでありまして、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限 の規定により、一時退席をお願いするところではございますが、本日は役場農林水産振興課の制度説明もございますので、聴講いただき、審議の際に退席をお願いしたいと思います。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第35号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものでありまして、詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

本日お配りの分布図も合わせてご覧ください。

今回の設定は703件ございまして、始期は全て平成28年1月1日からでございますが、申請者により資料を3つに分けさせていただきました。

数字の訂正がございますので、資料の差し替えをお願い



(パンフレットにより制度説明)

(上程資料説明)

議長 　　ただ今、事務局及び農林水産振興課から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 　　はい、議長

中川委員 　　本案につきましては役場本庁にて資料により確認を行いました。

借受人はいずれも地域の中心的な担い手の方々に、利用権が設定されることに問題はないと判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございます。  
それでは審議に入りますので、その前に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員退席)

議長 　　それでは、議案第35号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

藤原委員 　　利用権設定に新規と再設定とがあるが、これまで10年間、例えば〇〇〇〇が契約を結んでおられたと。それが今6年目にあり、これから10年間新たに結ぶということでしょうか。

猿橋主査 　　はい、お見込のとおりです。

一旦、10年中の6年経っていたということなら、合意解約をいたしまして、中間管理機構を通じて今度は新たな法人さん、人格が変わりますので、そちらの方に更新、農地としては利用権設定が既にされている農地ですので、町の奨励金は更新とさせて頂いておりますけれど、一旦、〇〇〇〇さんとの契約は解除されるということになります。

藤原委員 　　それについて、集約化された時に協力金のようなものが

出ているかと思うのですけれど、その返還金はないのですか。

猿橋主査 町の方では、例えば10年中5年経過して、10年分の奨励金をお支払いしていると。そうした場合、一旦返してもらいよりも、新たな10年の契約となりますので、そこから残った期間を差し引いた分の奨励金を町から新たにお支払いするという事で、住民さんに返還の手続きで一旦町に返して頂き、新たな更新の手続きで奨励金を受けるとするのは住民さんにとって負担が大きいので、差引した計算のうえで補助金の申請、交付を考えております。

議長 他にご意見、ご質問よろしいですか。  
では、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

続きまして、農地中間管理事業につきまして、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会について を追加上程いたします。

議案について事務局に説明させます。

局長 議案第36号は、議案第35号農地利用集積計画審議で同意いただきました農地中間管理事業について、おおい町より農用地利用配分計画に係る意見を求められたものであります。詳細は、次長に説明させます。

次長 (議案説明)

議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第36号 農  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規定による農用地利用配分計画に係る意見照会について  
は、意見ないものといたします。

これにて、議案第35号、第36号の審議が終了しま  
したので、退席されました委員の入室の準備をお願いし  
ます。

(委員入室)

[日程 4]

議 長 日程4 報告第19号 農地変換届について を議  
題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第19号は〇〇の田1筆を畑にする変換届でござい  
ます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に  
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま  
すので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地も22日に確認してまいりました。  
申請地は県道との間の田で、申請地の一部を町の〇〇建  
設工事により提供されまして、従来から水の確保が困難で  
あったこともあり、畑にされるとのことで、現地は工事が  
始まっておりましたが、申請者はしっかりと農業に取り組  
んでおられますので、問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 6]

議長 日程6 報告第20号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第20号は〇〇の田2筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地も22日に確認してまいりました。  
申請地は申請人の家の付近にありまして、事務局が説明しましたとおりでございます。問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 7]

議長 日程7 でございますが、報告第21号、22号、24号の 農地変換届について を一括議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第21号、22号、24号は、〇〇の田を畑として利用する変換届でございます。詳細は書記に説明させま

す。

書記 (議案朗読)  
申請地は〇〇〇〇の県道沿いで現在畑地変換が行われているところの付近でありまして、施工業者は同じく〇〇〇でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地も22日に確認してまいりました。  
どの申請地も耕作されておらず、利用状況調査では耕作放棄地や再生不能の農地に判断したところがございますが、重機により木が抜根され、草が刈られ、不法投棄も片づけられており、見事に農地に再生されておりました。  
これまで申請人が手入れが出来ないため放棄地になっていたものでありますので、畑に整地された後の管理を農業委員会としてもしっかりと確認する必要があります。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

田中委員 21号の前の所有者は。

渡辺委員 以前に3条で出ていたのでは。

書記 平成〇〇年第〇回委員会第〇〇議案3条申請にて、〇〇市の〇〇氏から〇〇氏へ所有権移転されております。

[日程 8]

議長 日程8 報告第23号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第23号は〇〇〇〇〇の田を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員 本案の現地も22日に確認してまいりました。  
現状は水田の転作畑として野菜が作られておりまして、申請者は〇〇〇〇〇〇の販売を計画しており、豊富な野菜の収穫など作業がしやすいように整地することです。

議 長 ご報告ありがとうございます。  
ただいまご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 出荷用か。自家消費では。

書 記 申請者は今年の夏に試験的に〇〇〇〇〇〇を作って販売しておりまして、〇〇へも試食の提供がありました。  
規模を拡大して出荷用として作ることです。

[日程 9]

議 長 日程9 報告第25号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第25号は〇〇〇〇〇の田11筆一体を畑にする変換届でございます、詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員 はい、議長

中川委員

本案の現地も 2 2 日に確認してまいりました。

申請地の一部は水稻をされていますので一帯が埋められるのは残念ではあります。

資料の写真の中で、申請地一連のうち 1 枚が抜けておりますが、現状は耕作放棄地ですが、持ち主が畑として埋めることを渋っているとのことで、この部分は田のままでございます。

変換後はしっかりと管理をしていただきたく、農業委員会としても確認が必要でございます。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

議 長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

事務局

・次回平成 2 8 年第 1 回農業委員会開催案内

議 長

それではこれで、平成 2 7 年第 1 1 回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。